

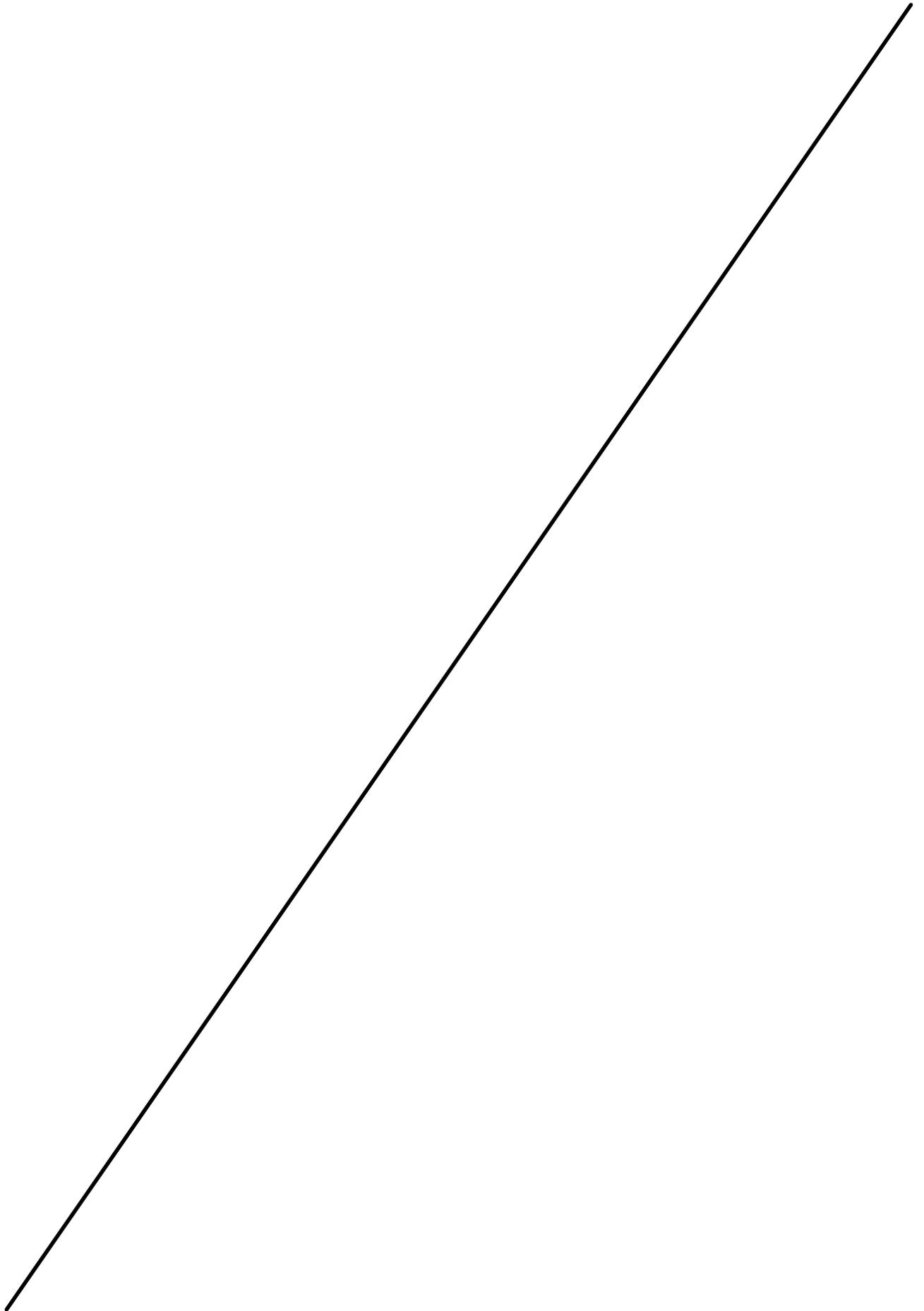
一般型（余裕活用型）
一時預かり事業の
無償化について



©浜松市

出世大名 家康くん

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課



1 概要

令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化により、一般型（余裕活用型）一時預かり事業が無償化の対象となりました。無償化の対象となるためには、次の①②が主な要件となります。いずれの要件も、事前に手続きを行う必要があります。

<主な要件>

- ①一般型（余裕活用型）一時預かり事業実施施設が、市から『特定子ども・子育て支援施設等』としての確認を受ける
- ②保護者は、居住する市町村から『施設等利用給付認定』（保育の必要性の認定）を受ける

(1)対象となる施設・事業

一般型（余裕活用型）一時預かり事業、認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く法届出対象施設）（以下、「認可外保育施設」という）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、保育ママ事業であって、市町村に『特定子ども・子育て支援施設等』などの確認を受けたものが無償化の対象になります。

また、無償化の対象者の一部は、幼稚園の預かり保育事業も無償化の対象となります。

※企業主導型保育事業で実施する一般型一時預かり事業も、「特定子ども子育て支援施設等」として確認を受けている場合は対象となります。

(2)対象者・対象利用料の上限額

子供の年齢 (※1)	要件	認定の種類		月額上限額 (※4)	月額上限額 (幼稚園※5にも通っている場合)
3～5歳	共働き世帯など (※2)	新2号	保育の必要性の認定を受けた子ども「施設等利用給付認定2号」	37,000円	11,300円
0～2歳	共働き世帯など(※2) かつ 市民税非課税世帯 (※3)	新3号	保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の子ども「施設等利用給付認定3号」	42,000円	2歳(※1) 16,300円

※1…4月1日の前日の年齢です。

※2…『共働き世帯など』とは、父母（ひとり親世帯の場合は、父又は母のみ）が月64時間以上の就労等をしている場合です。

※3…『市民税非課税世帯』とは、年収260万円未満相当の世帯です。

※4…一般型（余裕活用型）一時預かり事業、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、保育ママ事業のみ利用した場合です。これらの利用料を合わせ、上記の月額上限額まで無償化されます。

※5…教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満又は年間開所日数200日未満の幼稚園、認定こども園の場合です。預かり保育事業、一般型（余裕活用型）一時預かり事業、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、保育ママ事業が無償化の対象となり、全ての利用料を合わせ、上記の月額上限額まで無償化されます。

(3) 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定基準は表1のとおりです。

表1

保育を必要とする理由(※1)	保護者の状況	認定期間
1 就労	月64時間以上の就労(フルタイム・パートタイム・居宅内外労働)	就労が継続している期間
2 妊娠・出産	母親が出産間近な状態又は出産後間がない場合	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の月末
3 疾病等・障がい	保護者が疾病等で入院している場合や障がいを持っている場合	疾病等が回復するまで
4 介護・看護	同居又は長期入院等している親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護の必要がなくなるまで
5 求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	効力発生日から90日を経過する日の月末
6 就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や、職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合	卒業予定日・終了予定日の月末

※1 保育を必要とする理由として表1～6の他、「災害復旧(地震、火災、風水害等の災害復旧にあたる場合)」、「児童虐待・DV(児童虐待・DVを防止するために必要な場合)」の場合があります。

(4) 一般型(余裕活用品)一時預かり事業利用料の徴収について

一般型(余裕活用品)一時預かり事業利用料の無償化は、通常の利用者と同じように保護者は利用施設に利用料をお支払いいただき、年3回、支払った金額を市から保護者へ支払う方法で実施します(償還払い)。

※無償化の対象となる費用は利用料のみであり、その他の費用(副食費、文房具など)は対象となりません。

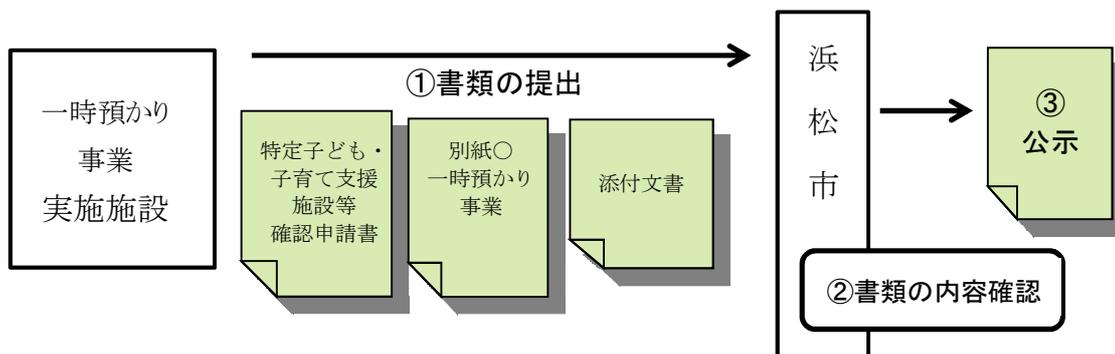
2 「特定子ども・子育て支援施設等」としての確認

一般型（余裕活用型）一時預かり事業実施施設は、一般型（余裕活用型）一時預かり事業が無償化の対象となるためには、施設が「特定子ども・子育て支援施設等」としての確認を受ける必要があります。

※既に提出いただいた施設は、対応不要です。

【事務の流れ】

《一般型（余裕活用型）一時預かり事業実施施設》



- ①一般型（余裕活用型）一時預かり事業実施施設は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」と添付文書を浜松市へ提出
- ②浜松市は、提出書類の内容を確認
- ③浜松市は、無償化の対象施設として公示（子育て情報サイトぴっぴのホームページに掲載）

(1) 手続き等

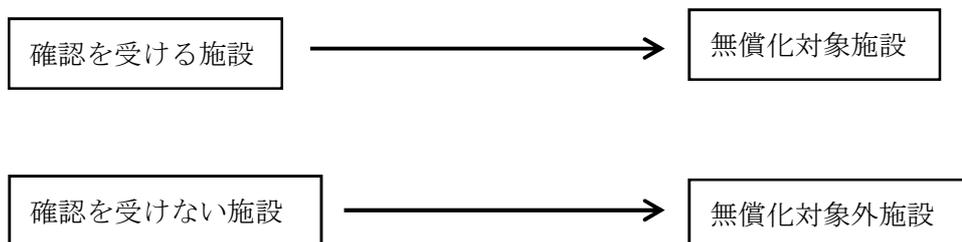
- ・ 認定こども園、保育所、地域型保育事業は年度単位で実施
- ・ 提出書類や提出期限等は毎年度案内

(2) 変更届等の提出

申請、届出済みの内容に変更が生じる場合は、変更届等の提出が必要となります。詳しくは、市ホームページで確認してください。

(3) 施設の確認の留意事項

「特定子ども・子育て支援施設等」としての施設の確認は、必ずしも受ける必要はありません。ただし、その場合、一般型（余裕活用型）一時預かり事業の利用者を受け入れた際、利用料が無償化の対象となりません。当該施設で一般型（余裕活用型）一時預かり事業の利用がある場合は、その旨、利用者へお伝えください。

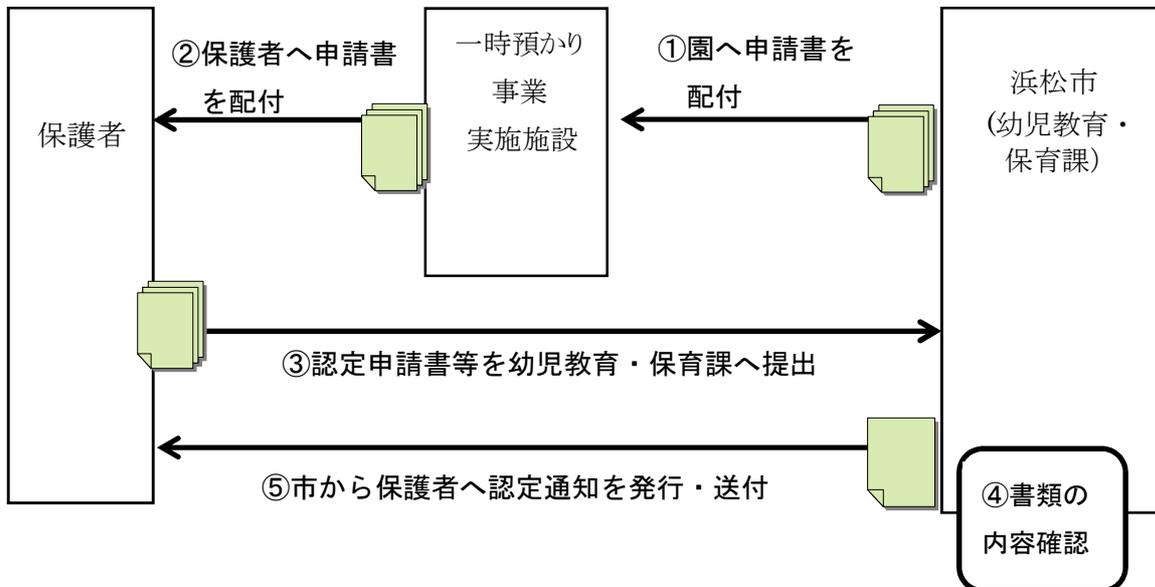


3 「施設等利用給付認定」の手続きについて（※利用開始前に必須）

利用児童の保護者は、無償化の対象となるよう、**居住する市町村から「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。認定日以降の利用料が無償化の対象となります。**

【事務の流れ】

無償化対象となる利用児童の保護者（以下「保護者」という。）が一般型（余裕活用型）一時預かり事業のみ利用している場合の事務の流れは下記のとおりです。



- ①浜松市から、一般型（余裕活用型）一時預かり事業実施施設へ施設等利用給付認定の手続きに必要な書類を配付
- ②一般型（余裕活用型）一時預かり事業実施施設は、保護者へ「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」等を配付
- ③保護者は必要書類を揃え、浜松市幼児教育・保育課へ提出
- ④幼児教育・保育課は書類の内容を確認。必要に応じて、保護者へ内容を問い合わせる。
- ⑤幼児教育・保育課は、認定通知を発行し、保護者へ送付

※教育・保育給付認定（1号認定）をお持ちの場合も、上記の手続きが必要です。

※里帰り出産等による利用で、保護者の居住地が浜松市外の場合、居住する市町村から申請様式を受け取るよう、御案内をお願いします。

※児童が浜松市内の幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）又は認可外保育施設にも在籍している場合は、在籍する施設を通じて認定の手続きを行います。

【施設での対応のお願い】

対象となる一般型（余裕活用型）一時預かり事業利用者（保護者）へ、施設等利用給付認定申請のための書類を配付願います。※

配付対象者	配付書類
一般型（余裕活用型）一時預かり事業を利用する児童であって、保護者の居住地が浜松市にあるもの 【配付対象外】 ・認可外保育施設、幼稚園又は認定こども園（幼稚園機能）にも通っていることが分かる場合 ・保護者の居住地が浜松市外であって、里帰り出産・里帰り入院で利用の場合 ・明らかに無償化対象者でないと分かる場合	【対象者全員に配付】 ①保護者案内文「幼児教育・保育の無償化手続きについて」（3ページ分） 【希望者のみに配付】 ②子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（子ども・子育て支援法第30条の4） ③【記載例】子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（子ども・子育て支援法第30条の4） ④添付文書 就労証明書※1 ⑤【記載例】添付文書 就労証明書※1

※1 就労以外の理由で申請する場合は、提出書類が異なります。6ページの保育を必要とする理由に対応する必要書類を配付してください。

※配付様式は保護者配付資料を参照

以下(1)～(2)は保護者が行う内容ですが、参考に記載します。

(1) 保護者が市へ提出する書類

下表のとおり

子供の年齢※1	要件	認定の種類	提出書類
3～5歳	共働き世帯など(※2)	新2号	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
0～2歳	共働き世帯など(※2) かつ 市民税非課税世帯(※3)	新3号	・就労証明書等の保育を必要とする理由に応じた添付書類(※4)

※1…年齢は、4月1日の前日の年齢となります。

※2…『共働き世帯など』とは、父母(ひとり親世帯の場合は、父又は母のみ)ともに月64時間以上の就労等をしている場合です。

※3…市民税非課税世帯とは、年収260万円未満相当となります。

※4…『就労証明書等の保育を必要とする理由に応じた添付書類』は、**父母ともに必要**となります。ひとり親世帯の場合は、父又は母のみ提出が必要です。

(2) 提出先及び提出方法

保護者は、幼児教育・保育課へ書類を提出 ※郵送または持参

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の添付書類の種類

- ・新2号又は新3号認定を受けられるのは、**保護者のいずれも**が下記の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当し、**保育を必要とする場合**です。
- ・下記の表を参照し、**必要書類を確認してください（父母両方、ひとり親世帯は父又は母のみ提出が必要です）**
- ・下記の**認定期間終了後は無償化の対象となりません**ので、注意してください。

保育の必要性事由	保護者の状況	認定期間	必要書類 (①～④は保育様式N o.)
就労	月64時間以上の就労をしている場合（予定を含む） ※	就労が継続している期間まで	【居宅外で就労又は内職の場合】 ①就労証明書
妊娠 出産	母親が出産間近な状態又は 出産後間がない場合	産前・産後期間の 月末まで	・③申立書兼誓約書 ・母子健康手帳のコピー (氏名と出産予定日が記載されているページ)
疾病 障がい	保護者が疾病等で入院・通院している場合や障がいを持っている場合	疾病等が回復するまで	【障がいをお持ちの場合】 ・③申立書兼誓約書 ・障害者手帳のコピー 【病気の場合】 ・③申立書兼誓約書 ・④診断書（保育様式）
介護 看護	同居又は長期入院している 親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護の必要がなくなるまで	・③申立書兼誓約書 ・介護が必要であることが分かる書類 (介護保険証のコピー、診断書など)
求職 活動	就労する意思があり、教職活動や起業準備に専念している場合	効力発生日から90日を経過する日の月末まで	③申立書兼誓約書
就学等	保護者が大学等に在学している場合や、職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合	卒業予定日・終了予定日の月末まで	・③申立書兼誓約書 ・在学証明書または合格通知等のコピー ・カリキュラムのコピー
児童虐待 DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間	③申立書兼誓約書
災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている場合	復旧が完了するまで	③申立書兼誓約書

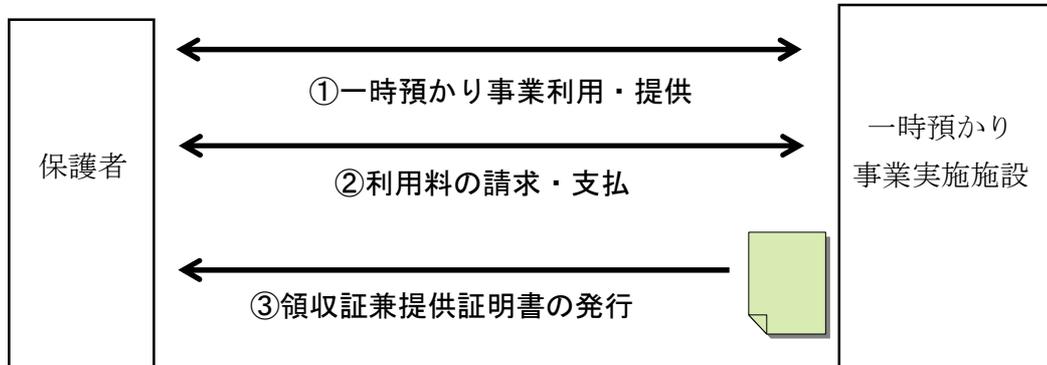
【注意事項】

- ※ 雇用の契約内容が月64時間未満、または、書類の記載内容に不備・不足等が確認された場合、就労での施設等利用給付認定はできかねますのでご注意ください。

4 領収証兼提供証明書の発行

確認を受けた一般型（余裕活用型）一時預かり事業実施施設は、無償化対象の利用児童の保護者へ「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を発行します。

【事務の流れ】



- ①保護者は、一般型（余裕活用型）一時預かり事業実施施設へ一般型（余裕活用型）一時預かり事業を申込。施設は一般型（余裕活用型）一時預かり事業を提供
 - ②施設は利用料を請求。保護者が支払
 - ③施設は、利用料を受領後、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を保護者へ発行
- ※「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の記載方法は、10ページを参照してください。

【注意事項】

- ・無償化対象者ではない利用者には、「領収証兼提供証明書」を発行する必要はありません。
 - ・無償化対象者には必ず「領収証兼提供証明書」を発行してください。無償化対象者のみに発行する場合は、保護者に「施設等利用給付認定通知書」の提示を求め、無償化対象者であるか否か確認を行った上で、領収証兼提供証明書の発行をお願いいたします。
- （『施設等利用給付認定通知書』の様式は11ページ参照）

【利用料・副食費免除制度について】

生活保護世帯・市民税非課税世帯・里親に委託されている児童は利用料・副食費の免除制度があり、利用料・副食費を施設には支払いません。この場合、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の発行は不要です。

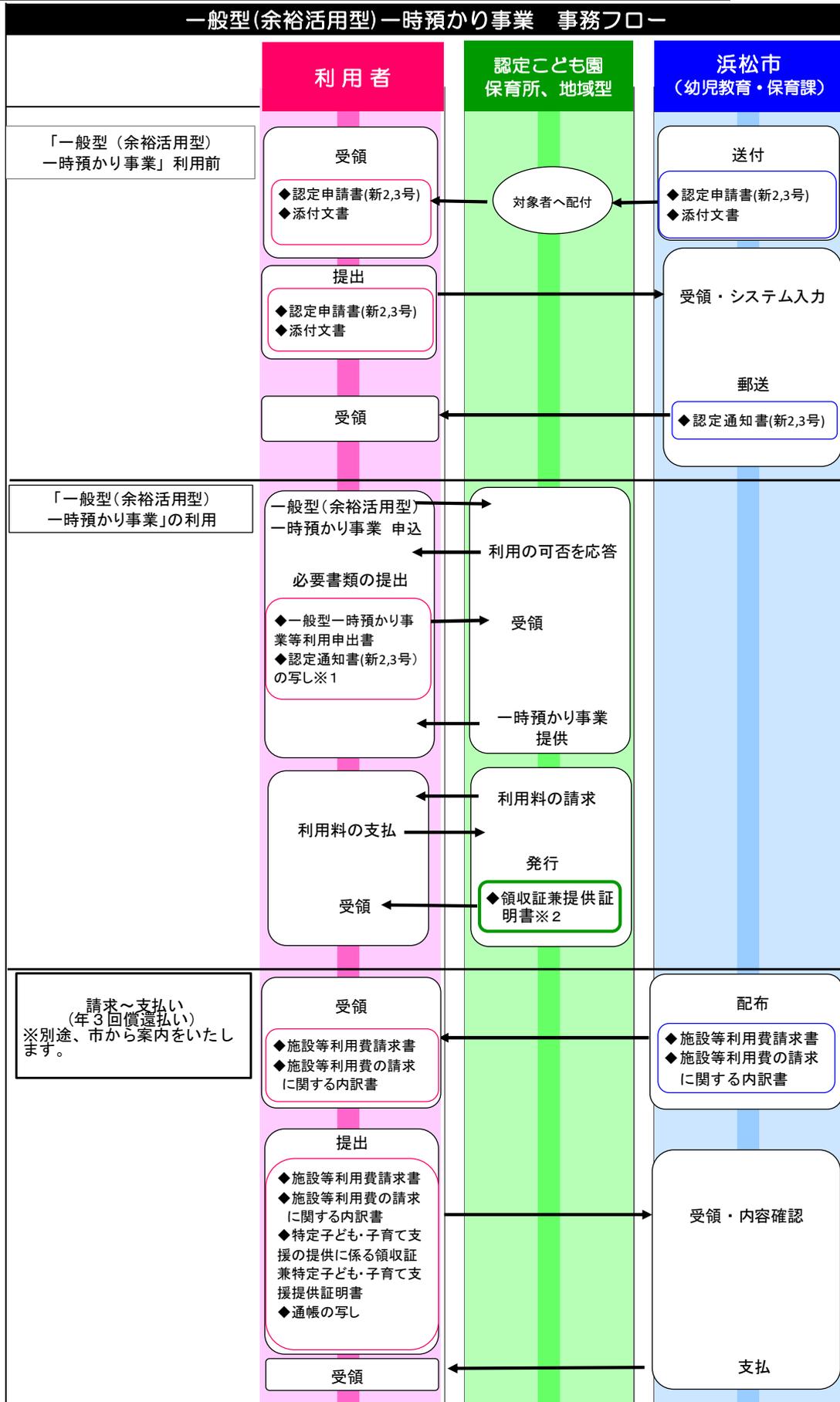
※免除対象者は、「浜松市一般型一時預かり事業等利用料等免除承認通知書」を施設に提示することにより、利用料・副食費の免除を受けることとなります。

【一般型（余裕活用型）一時預かり事業利用時に、保護者が提出する書類について】

「妊娠・出産」の理由で利用する保護者は、「浜松市一般型一時預かり事業等利用申出書」と添付書類（母子手帳の写し）を施設へ提出する必要があります。ただし、一般型（余裕活用型）一時預かり事業を利用する無償化対象者の場合、「浜松市一般型一時預かり事業等利用申出書」に必要な添付書類を、『施設等利用給付認定通知書』の写しの提出に代えることができます。

（確認方法は11ページ参照）

5 保護者に係る一般型（余裕活用型）一時預かり事業 事務フロー



※1 『施設等利用給付認定』を受けていない児童の場合は、今まで通り「母子手帳の写し」等の添付文書を提出してもらう。

※2 生活保護世帯の児童・市民税非課税世帯の児童・里親に委託されている児童で市から免除の承認を受けている場合は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の発行は不要。

記載例

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
兼

特定子ども・子育て支援提供証明書

【令和 4 年 4 月分】

保護者名

納入者 浜松 太郎 様

利用の都度、無償化対象利用者に、
提供証明書を発行してください。
※定期的に利用する利用者は、
ひと月分まとめて発行も可能です。

特定子ども・子育て支援
利用料の領収金額

800 円

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】…上記の『特定子ども・子育て支援利用料の領収金額』を記入
【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】
…一般型(余裕活用型)一時預かり事業利用料以外に徴収した金額を記入

【特定子ども・子育て支援利用料の
当月分の一般型(余裕活用型)】

一般型(余裕活用型)一時預かり事業
利用料を記入
※ひと月分をまとめて発行する場合は、その月の合計額

800 円 ①

【特定子ども・子育て支援利用料以外
の領収金額】
主食費、副食費、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として

200 円 ②

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日(提供日数)」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

一時預かり事業 を利用した子ども	フリガナ 氏名	ハマツ イチロウ 浜松 一郎									
特定子ども ・子育て支援 の内容	利用した日にち(園が一時預かり事業を提供した日にち) ※日にちに○をしてください。										提供時間帯 ※標準的な一時預かり事業利用時間 帯を記入してください。
一時預かり 事業	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	9:00 ~ 16:00
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	

利用者が一般型(余裕活用型)一時預かり事業を利用した日に○をする。
※ひと月分をまとめて発行する場合、利用日全てに○をすること。

園の一般型(余裕活用型)一時預かり事業利用可能時間帯
を記入してください。
※利用者ごとの利用時間を記入する必要はありません。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

特定子ども・子育て支援利用料領収日

令和 3 年 4 月 30 日

特定子ども・子育て支援提供証明日

令和 3 年 4 月 30 日

設置者名称	社会福祉法人〇〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	浜松市〇区〇〇町234-5
代表者(園長) 職氏名	園長 〇〇 〇〇
施設(園)の名称	元城保育園



※再発行はできかねますので、ご承知おきください。一般型(余裕活用型)一時預かり事業利用料が無償化の対象となる方は、無償化分を市からお支払いするお手続きの際に、この書類が必要となります。

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
兼
特定子ども・子育て支援提供証明書

【 令和 年 月分 】

納入者 様

特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額	円
-------------------------	---

(下記①の金額)

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

当月分の一般型(余裕活用型)一時預かり事業利用料として

円 ①

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

主食費、副食費、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として

円 ②

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日(提供日数)」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

一時預かり事業 を利用した子ども	フリガナ										提供時間帯 ※標準的な一時預かり事業利用時間 帯を記入してください。		
	氏名												
特定子ども ・子育て支援 の内容	利用した日にち(園が一時預かり事業を提供した日にち) ※日にちに○をしてください。												
一時預かり 事業	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	:	~	:
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	/		
	31												

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

特定子ども・子育て支援利用料領収日

令和 年 月 日

特定子ども・子育て支援提供証明日

令和 年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者(園長)職氏名	印
施設(園)の名称	

※再発行はできかねますので、ご承知おきください。一般型(余裕活用型)一時預かり事業利用料が無償化の対象となる方は、無償化分を市からお支払いするお手続きの際に、この書類が必要となります。

(案)

年 月 日

施設等利用給付認定通知書

〇 〇 市町村長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
決 定 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
<p>この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として（〇〇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の[担当部署]に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請して下さい。</p>		

添付文書を「施設等利用給付認定通知書」の(写し)とする場合の確認事項

- 1 認定子どもの氏名は一時預かり事業の利用者名と同じか
- 2 一時預かり事業利用日が有効期間内か
- 3 一時預かりの利用が「妊娠・出産」の場合、保育の必要性の事由が「母：出産」か